

令和8年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第10号説明資料

令和8年2月13日

大磯町行政手続条例の一部を改正する条例

資料

改正概要 ..... 1

改正内容 ..... 1～2

新旧対照表 ..... 3～5

総務課

# 大磯町行政手続条例の一部を改正する条例

## 1 改正概要

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。）による行政手続法（平成5年法律第88号）の改正に伴い、行政手続法で定める、不利益処分をしようとする場合に事前に必要となる「聴聞」及び「弁明の機会の付与」（以下「聴聞等」という。）の意見陳述手続の通知に係る公示送達をデジタル化するとされたことから、大磯町行政手続条例について規定の改正を行うものです。

### ※ 行政手続法及び行政手続条例の及ぶ範囲

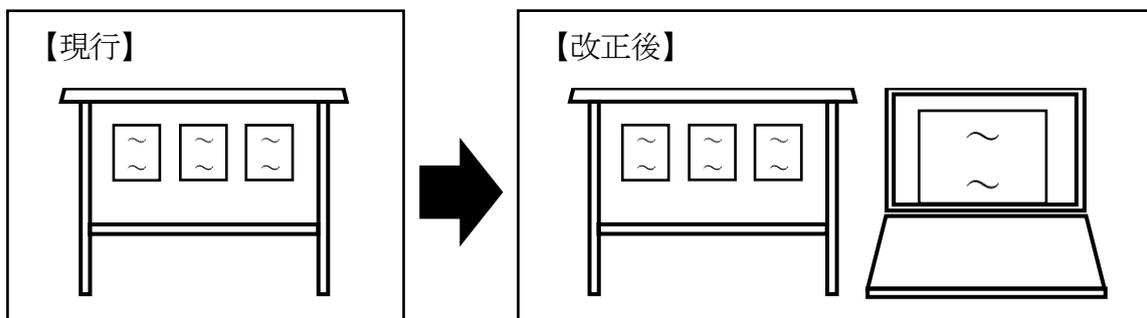
行政手続法の規定は、地方公共団体の機関が行う法令に基づく処分等について適用されますが、条例・規則に基づく処分等については適用されず（同法第3条第3項）、各地方公共団体が制定する行政手続条例の規定が適用される。

## 2 改正内容

### (1) 公示送達の方法の見直し（第14条第3項、第4項、第15条及び第21条並びに第28条）

不利益処分をしようとする場合の聴聞及び弁明の機会の付与に係る公示送達について、現在は、本庁舎前及び国府支所前に設置してある掲示場に掲示しているものを、インターネットによる閲覧を可能とし、当該掲示場に行かなくてもパソコン等の画面で確認ができるようにします。

なお、利用者の利便性、パソコン等の画面で確認ができない方への配慮の観点から、当該掲示場での掲示も継続します。



※1 聴聞とは、主に許認可等を取り消すなど処分の相手方に重大な不利益処分をしようとするときに、処分の相手方等が口頭で意見を述べる機会を保障する手続のことをいう。

※2 弁明の機会の付与とは、聴聞に該当しない事由の不利益処分をしようとするときに、書面による意見陳述の機会を与える手続のことをいう。

※3 不利益処分とは、町長等が、条例又は規則の規定により特定の者に対し、直接に義務を課し、又はその権利を制限する処分をいいます。

## (2) 施行日

---

令和8年5月21日から施行します。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行日とします。

## (3) 経過措置

---

この条例による改正後の行政手続条例の聴聞及び弁明の機会の付与に係る公示送達の規定は、施行日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例によるものとする経過措置を定めます。

大磯町行政手続条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>第1節 省略</p> <p>第2節 聴聞 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 町長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該町長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第15条 前条第1項の規定による通知を受けた者（<u>同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」とい</u></p>	<p>目次 省略</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>第1節 省略</p> <p>第2節 聴聞 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 町長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該町長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第15条 前条第1項の規定による通知を受けた者（<u>同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」とい</u></p>

改正案	現行
<p>う。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 省略</p> <p>第16条～第20条 省略 (続行期日の指定)</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第14条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>)」と読み替えるものとする。</p> <p>第22条～第25条 省略 第3節 弁明の機会の付与</p> <p>第26条・第27条 省略 (聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第28条 第14条第3項及び第4項並びに第15条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「<u>第27条第3号</u>」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第28条において準用する<u>第14条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章～第6章 省略</p> <p>附 則 (<u>施行期日</u>)</p>	<p>う。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 省略</p> <p>第16条～第20条 省略 (続行期日の指定)</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>)」と読み替えるものとする。</p> <p>第22条～第25条 省略 第3節 弁明の機会の付与</p> <p>第26条・第27条 省略 (聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第28条 第14条第3項及び第15条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第28条において準用する<u>第14条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章～第6章 省略</p>

改正案	現行
<p>1 <u>この条例は、令和8年5月21日に施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の行政手続条例第3条及び第4条（第21条第3項及び第28条の規定において準用する場合を含む。）の規定は、前項に掲げる規定の施行の日以後にする<u>公示送達</u>について適用し、同日前にした<u>公示送達</u>については、<u>なお従前の例による。</u></p>	